

(資料60) 環境マネジメントシステムの実施概要

環境配慮の取組の一層の充実を図るため、平成19年4月に「環境マネジメントシステム運営規程」を策定し、環境マネジメントシステムを運用している。その実施概要は、次のとおり。

- (1) 当研究所の環境マネジメントシステムは、規格化されたシステムのガイドラインを参考に構成しており、いわゆるPDCAサイクル(Plan, Do, Check, Action)に基づく構成である。
- (2) 体制としては、最高環境管理責任者として理事(企画・総務担当)を充て、環境管理に関する事務を統括した。それを補佐する役として、統括環境管理責任者(総務部長)を置くとともに、所内のマネジメントシステムの運営・管理等の実務を担うため、総務部総務課に担当部署を設けた。内部監査は、監査室長を責任者として行うこととした。
- (3) ユニットごとに、環境管理責任者(ユニット長)及び課室環境管理者(課室長)を置き、ユニット職員の取組を確認・評価し、必要に応じて是正措置、予防措置を講ずることとした。
- (4) 21年度の取組項目としては、20年度と同様、第2期中期計画に掲げられた環境保全目標を中期的な目標として活用することとし取組項目ごとに、年度目標を立てて取組を実施した。なお、目標の設定は、中期的目標を前年度既に上回った項目については、前年度の状況を悪化させない目標(同レベルを維持又は向上)を設定することとしている。
- (5) 取組を適切に実施するために、職員が年に3回評価シートを記入することで、個々の取組の実施状況を把握するとともに、その取組状況は環境管理委員会に報告された。二酸化炭素排出量、廃棄物発生量等の環境負荷の状況については、毎月、統括環境管理責任者がユニット長会議で報告した。
- (6) なお、当研究所の独自の工夫としては、次の点が挙げられる。
 - ・ 環境マネジメントシステムについて、所のイントラネットを利用し、所内に広く公開し、周知・徹底を図っていること。
 - ・ 職員が行う評価シートの記入・閲覧は、イントラネットを利用し、オンライン上で実施できる仕組みとしていること。